

事 務 連 絡
平成24年5月24日

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会
社団法人 全日本不動産協会
一般社団法人 不動産協会
一般社団法人 不動産流通経営協会
社団法人 全国住宅建設産業協会連合会
一般社団法人 日本住宅建設産業協会

担当者 殿

国土交通省 土地・建設産業局 不動産課

「在留カード」及び「特別永住者証明書」の導入について（周知依頼）

標記について、法務省入国管理局より、「新しい在留管理制度」の導入について、別添のとおり周知依頼がありました。

この制度は、平成21年7月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（以下「入管法等改正法」という。）の施行に伴い、「外国人登録制度」の廃止を受けて新たに導入されるもので、入管法等改正法が施行される本年7月9日より取扱いが開始されるものです。当該制度では、これまでの外国人登録証明書に代わり、日本に中長期間在留する外国人の方には「在留カード」が交付され、また、特別永住者には「特別永住者証明書」が交付される等、所要の変更がなされております。

つきましては、本制度において導入される「在留カード」及び「特別永住者証明書」が、不動産取引における本人確認書類として活用されることも見込まれますので、貴団体におかれましては、標記制度の導入について、貴団体加盟の会員に対して周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、本制度の導入に伴う宅地建物取引業法令の改正はありませんが、「在留カード」及び「特別永住者証明書」については、入管法等改正法の施行日以降において、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の適用対象である特定取引を行うに際して実施が義務付けられている本人確認における本人確認書類として、外国人登録証明書に代わる書類として取り扱われることとなっておりますので、念のため、申し添えます。

<関係リンク先> 法務省ホームページ

リーフレット 「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/pdf/zairyu_syomei_mikata.pdf

パンフレット 新しい在留管理制度について

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

パンフレット 特別永住者制度について

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/index.html

平成24年5月11日

関係各位

法務省入国管理局

平成21年7月15日に「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が公布され、本年7月9日からの同法施行に伴い、これまでの「外国人登録制度」が廃止され、「新しい在留管理制度」が導入されることとなりました。

これに伴い、これまでの外国人登録証明書に代わり、日本に中長期間在留する外国人の方には在留カードが交付され、また、特別永住者には特別永住者証明書が交付されるなど、これまでの制度が大きく変わります。

については、これまで本人確認に当たり、外国人登録証明書を利用されてきた機関の皆様に対して、広く御理解をいただけるよう、別添のとおりリーフレット等を作成しましたので、関係機関に対する周知をお願い申し上げます。

関係リンク先

リーフレット 「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/pdf/zairyu_syomei_mikata.pdf

パンフレット 新しい在留管理制度について

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

パンフレット 特別永住者制度について

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/index.html

本件問い合わせ先

法務省入国管理局総務課 宮尾・谷澤

電話 03-3580-4111 内線 2727・2737